

総社市告示第108号

総社市地域公共交通会議設置要綱（平成19年総社市告示第13号）の一部を次のように改正する。

平成30年9月26日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（交通会議の構成員）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 専門員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 （1）中国運輸局岡山運輸支局のほか、<u>関係行政機関</u>の職員 （2）略</p> <p>4 略</p> <p>（会議）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>会議の招集は、委員及び第2条各号に掲げる協議事項に応じ、必要と認める専門員に対して行うものとし、あらかじめ、会議の目的たる事項、内容、日時、場所等を通知しなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 <u>会議は、必要があると認めるときは、委員及び専門員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。</u></p> <p>（協議結果の取扱い）</p> <p>第7条 会議において協議が調った事項について、委員、<u>専門員</u>及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p>	<p>（交通会議の構成員）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 専門員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 （1）中国運輸局岡山運輸支局の職員 （2）略</p> <p>4 略</p> <p>（会議）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>会議を招集するときは、委員に対し、会議の目的たる事項、内容、日時、場所等を通知しなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>（協議結果の取扱い）</p> <p>第7条 会議において協議が調った事項について、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p>

改正後	改正前

附 則

この告示は、公布の日から施行する。